

国立高度専門医療研究センター中期計画(案)

独立行政法人国立がん研究センター中期計画(案)	独立行政法人国立循環器病研究センター中期計画(案)	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期計画(案)	独立行政法人国立国際医療研究センター中期計画(案)	独立行政法人国立成育医療研究センター中期計画(案)	独立行政法人国立長寿医療研究センター中期計画(案)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立がん研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立がん研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p>独立行政法人 国立がん研究センター 理事長 嘉山 孝正</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立循環器病研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立循環器病研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p>独立行政法人 国立循環器病研究センター 理事長 橋本 信夫</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立精神・神経医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p>独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 理事長 樋口 輝彦</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立国際医療研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立国際医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p>独立行政法人 国立国際医療研究センター 理事長 桐野 高明</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立成育医療研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、つぎのとおり独立行政法人国立成育医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p>独立行政法人 国立成育医療研究センター 理事長 加藤 達夫</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成22年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立長寿医療研究センター中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、つぎのとおり独立行政法人国立長寿医療研究センター中期計画を定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p>独立行政法人 国立長寿医療研究センター 理事長 大島 伸一</p>
<p>前文</p> <p>独立行政法人国立がん研究センター(以下「センター」という。)は、その前身となる国立がんセンターが昭和37年に我が国最初のナショナルセンターとして設立されて以来、日本のみならず、世界的ながん対策の中核施設として、高度先駆的医療、研究、国内外の医師・研究者等に対する研修及び情報発信等の分野で先導的・中心的な役割を果たすとともに、「第3次対がん10か年総合戦略」をはじめとする国の施策において我が国の中核機関としての重要な役割を担ってきた。</p> <p>また、平成19年4月1日に施行された「がん対策基本法」(平成18年法律第98号。以下「がん対策基本</p>	<p>前文</p> <p>独立行政法人国立循環器病研究センター(以下「センター」という。)は、昭和52年にがんにかぐ死因の循環器病の克服を目的に設置された国立循環器病センターを前身とし、広く循環器病疾患の調査、研究を推進し、先進的な医療を目標に、循環器病の撲滅を目指して行く。</p> <p>そのため、センターは、高度先駆的医療・研究開発の中で、新たなエビデンスに基づきガイドラインを提案するなど、循環器病診療の均てん化を推進する。また、循環器病研究開発における国内外の、人材育成等を推進し、センターを核とした循環器病研究開発に関するネットワークを構築し、情報発信を積極的に行っ</p>	<p>前文</p> <p>昭和61年10月、国際的にも稀な精神医学と神経学を総合的に実践する場として設置された国立精神・神経センターは、平成22年4月、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(以下「センター」という。)となり、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達障害(以下「精神・神経疾患等」という。)に関する国立高度専門医療研究センターとして新たに発足した。</p> <p>その使命は、「病院と研究所が一体となり、精神・神経疾患等の克服を目指した研究開発を行い、その成果をもとに先駆的医療を提供するとともに、全国への普及をはかること」にある。精神・神経疾患等は、その</p>	<p>前文</p> <p>独立行政法人国立国際医療研究センター(以下「センター」という。)は、平成5年に我が国における保健医療分野の国際協力を推進するため設置された国立国際医療センターを前身とし、平成20年に国立精神・神経センター・国府台病院を統合し、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)及び国際保健医療協力を対象とし、その総合診療機能等を有効に活用することとした。</p> <p>センターは、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、</p>	<p>前文</p> <p>独立行政法人国立成育医療研究センター(以下「センター」という。)は受精・妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至るリプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患(以下「成育疾患」という。)に対する研究及び医療を推進する目的で平成14年に設立された国立成育医療センターを前身とする。同時にこの新しい医療を担う人材の育成やこの領域に関する情報の集積・発信及び政策提言の役割も担っている。</p> <p>こうした役割を果たすため、センターは、病院と研究所が一体となり、疾病に悩む家族に対し、安全性と有</p>	<p>前文</p> <p>独立行政法人国立長寿医療研究センター(以下「センター」という。)は、平成16年に老化メカニズム及び老年病発症機序の解明を目指す基礎及び臨床研究、高齢者に特有な疾病に関する包括的医療、看護・リハビリテーション等の体制確立及び推進等を目的として設置された国立長寿医療センターを前身とする。</p> <p>我が国における、世界に例を見ない急速な少子高齢化を踏まえ、国立長寿医療センターはこれまで、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾患であって、高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの(以下、「加齢に伴う疾患」という。)に関し、診断・治</p>

資料2-3

<p>法」という。)に基づき作成された「がん対策推進基本計画」(平成19年6月15日閣議決定。以下「がん対策推進基本計画」という。)において、センターは、がん対策の中核的機関として、がん医療の標準化・均てん化に関して中心的な役割を担い、我が国全体のがん医療の向上を牽引していくとともに、様々ながん対策に関連する情報の収集・分析・発信等に不可欠な組織として情報提供体制を整備していくことが求められている。</p> <p>センターは、がんの死亡・罹患などの実態把握と原因及び本態の解明に基づく予防法の研究開発、がん検診に係わる研究開発、高度先駆的及び標準化に資する診断、治療技術の開発と普及、がん研究・がん医療等を推進する人材育成、がん医療等に係わる情報提供、がん対策に係わる政策提言等を使命として掲げ、本使命を達成できるよう、センターが有する医療、研究、人材育成及び情報発信等の機能が相互に連携することによりその能力を効果的に発揮し、がんに関する医療政策に対する課題を着実に解決していくことで、がん対策推進基本計画に基づくがん対策の推進に貢献する。</p>	<p>克服に向けた国際的な取り組みにもかかわらず、難治性で慢性の経過をたどるものが多く、国民の生活に大きな影響を与えており、社会全体の支持を得て、積極的かつ総合的・重層的にその対応を進めていく必要がある。したがって、研究所と病院が緊密に連携して、センターに与えられた役割を果たし、その成果を社会に示していく必要がある。</p> <p>また、我が国が抱えている医療政策及び自殺対策等の緊急性の高い課題を効果的、効率的に解決できるよう、国内外の機関と連携し、持てる資源の選択と集中を図り、国の医療政策等と一体となって、国際レベルの研究競争に伍しつつ、研究・開発及び人材育成・輩出に関して、成果を継続して生み出していくことが求められている。さらに、医療研究職種の役割分担と協働に基づく事業の推進を図るなど、わが国の医療及び精神保健の水準の向上に貢献する。</p> <p>センターは、第一期中期目標期間においては、最新の知見に基づき、精神・神経疾患等に対する標準的な医療の提供を目指すとともに、研究成果を高度先駆的医療に活かすための研究基盤をより強固なものとする。また、センターは、事業体として業務運営の効率化に取り組み、わが国の医療研究体制において、代替不可能な公共的財産である当センターの長期的な存続のための基盤を着実に築いていく。その事業の成果として得られた収益と業務運営の更なる効率化とが相俟って生じた剰余については、センターに課せられた使命の実現、医療</p>	<p>効性を十分に検証しつつ高度先駆的医療の開発及び提供を行う。同時に小児救急医療、周産期医療、チーム医療、包括的医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していく。</p> <p>一方で、急速に進行する高齢社会を豊かで活力に満ちたものとするためには、高齢者に対する医療の充実とともに、老年医学及び老年学に関する研究基盤及びネットワークの整備拡充が必要不可欠であり、センターは、健康長寿社会を実現するための医療上の諸課題を着実に解決するため、老人保健及び福祉とも連携し、その中核的役割を果たしていく必要がある。</p> <p>このため、センターは、加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究、技術の開発や、これらに密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うとともに、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを使命として、国内外の研究機関・医療機関等と連携し、長寿医療に関する国際水準の成果を継続して生み出していく。</p>
---	---	---

		質の向上のために再投資し、第二期以降を含めた長期的な事業の安定を目指す。			
こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。	こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。	こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。	こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。	こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。	こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間におけるセンターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置
1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項	1. 研究・開発に関する事項
がんによる死亡者(がんの年齢調整死亡率(75歳未満))の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するため患者アンケート等により実態を把握するとともにがん対策に資する研究に取り組み、研究成果の社会への還元を促進する。 未だ解明されていない難治がん等の原因究明やがんの発生・進展・転移の機構解明を推進し、先進医療として認められるような高度先駆的な予防・診断・治療技術を開発するとともに、国内および国際的な標準医療の確立と改善に貢献するのみならず先駆的な医療を世界に情報発信していく。 これらの研究等について世界をリードする水準で実施していくための体制を充実する。特に、病	センターが国際水準の研究を展開しつつ、我が国の治験を含む臨床研究を推進するため、以下に掲げる中核機能を強化する。 これにより、高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した研究を推進し、その成果を継続的に生み出していく。	精神・神経疾患等の臨床研究推進のための中核役割を担う。そのため基礎研究はもとより、臨床研究、治験の円滑な実施を行う。また、多施設共同研究の運営管理に資する共用研究基盤を整備し、研究資源の適切な活用を実現する司令塔機能を果たす。 精神・神経疾患等の対策に資する研究に取り組み、国際水準の研究競争に伍した成果を継続的に創出する。	センターは、感染症その他の疾患並びに国際保健医療協力を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力局、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関との共同研究の推進を図る。また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進する。	センターは、臨床研究の企画、立案、実施及び支援が実施できる体制を整備するとともに、センター独自にあるいは関連施設とともに高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する。	センターが国際水準の研究を展開しつつ、我が国の治験を含む臨床研究を推進するため、以下に掲げる中核機能を強化する。 これにより、高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した研究を推進し、その成果を継続的に生み出していく。

院においては、最新の知見に基づいた標準的治療の開発のみならず高度先駆的ながんの診断・治療などの新しい医療技術の臨床開発に取り組むための体制を整備する。 また、センターは、がん分野の基礎研究、公衆衛生研究及び臨床研究(治験を含む)推進のために、研究の統括や調整を行う。そのための研究基盤を構築・提供し、研究評価とともに研究資源の適切な活用を図っていく。					
(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	(1) 臨床を志向した研究・開発の推進	(1) 臨床を志向した研究・開発の推進
① 研究所と病院等、センター内の連携強化	① 研究所と病院等、センター内の連携強化	① 研究所と病院等、センター内の連携強化	① 研究所と病院等、センター内の連携強化	① 研究所と病院等、センター内の連携強化	① 研究所と病院等、センター内の連携強化
研究の成果を臨床の実用化やがん対策につなげるために、研究所、がん予防・検診研究センター、がん対策情報センター、病院が高度専門性を有した上で、トランスレーショナルリサーチの推進のために相互の機能の強化と連携を図り、『先端医療開発推進会議』等を定期的に開催し、世界的レベルでの革新的医療・予防法の開発や標準医療の確立に資する成果の継続的な作出を目指す。	高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のための臨床を指向した基礎研究を円滑に実施し、また、基礎研究の成果を臨床現場へ継続的につなげられるよう、研究所と病院が高度の専門性を有した上で、その連携を強化する。 具体的には、研究所、病院の会議でそれぞれの問題意識を共有するとともに、臨床研究等を共同実施し、相互の交流を図り、研究所と病院との共同での研究を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10%以上増加させる。	基礎研究の成果を臨床での実用化に継続的につなげられるよう、また、臨床で得られた知見に基づいた基礎研究を実施できるよう、研究所と病院がそれぞれの専門性を踏まえた上で連携を図る。 具体的には、合同で行う会議等の開催、臨床研究等の共同実施、基礎研究と臨床現場を橋渡しするいわゆるトランスレーショナルリサーチの実施を支援するとともに、相互の人的交流を図る。 これにより、研究所と病院との共同での研究を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10%以上増加させる。	研究所等と病院が、それぞれの専門性をふまえた上で情報や意見交換の場を設ける事により相互の連携を図る。また、基礎研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究基盤を整備する。 これにより、研究所等と病院の共同研究を毎年10件以上実施する。	基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との情報や意見交換の場を設ける等の連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。 これにより、研究所と病院が連携する会議等を10回/年以上開催し、病院・研究所による共同研究を、年10件以上実施する。	臨床現場における課題を克服するための基礎研究を円滑に実施し、また、基礎研究の成果を臨床現場へ反映させるため、研究所と病院との合同会議や共同研究の推進等により、人的交流を図るとともに、各部署の高度な専門性に基づいた連携を推進する。 これにより、病院・研究所による共同研究を、年20件以上実施する。
② 研究基盤の整備		② 研究基盤の整備			
センターが取り組むべき分野の研究基盤を整備していくために、		臨床試料及び臨床情報を研究に有効に活用するため、生体試料レポジ			

臨床試験及び情報を研究に活用するための体制等を構築していく。		トリーを含めたトランスレーショナルメディカルセンター(以下、「TMC」という。)や脳機能統合イメージングセンターの体制整備を行うことにより、バイオバンク保存検体数を中期目標の期間中に、平成21年度に比し5%以上増加させる。			
③ 臨床研究の推進のための中核機能の強化					
また、臨床研究の推進のために、センターで行う臨床研究を支援する体制及び多施設共同臨床研究の中核機能を担うためのデータセンター等の整備を行う。 中期目標の期間中に、センターが直接的または間接的に支援した臨床試験について、学会等が作成する診療ガイドラインに5件以上採用されることを目指す。 平成21年度末現在、通算で肺癌2件、胃癌6件、食道7件、婦人科腫瘍2件、乳癌2件と臓器領域毎の偏りがあるが、今後、大腸、肝臓、泌尿器、脳腫瘍、血液腫瘍等の領域の強化を目指す。 また、中期目標の期間中に、センターが、直接的または間接的に実施する臨床研究実施機関の訪問調査(科学性・倫理性の確認調査)について、都道府県がん診療連携拠点病院の20%、地域がん診療連携拠点病院の10%以上の実施を目指す。					
④ 産官学等との連携強化	② 産官学等との連携強化	③ 産官学等との連携強化	② 産官学等との連携強化	② 産官学等との連携強化	② 産官学等との連携強化
「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」等を踏まえ、国内外の大手・ベンチャー企業等の産業界、先端研究施設、	国内外の産業界、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との自発的・戦略的な連携がなされるよう、「医療クラスター」	ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構等の大規模治験拠点との自発的・戦略的な連	「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」等を踏まえ、先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化に資する「医療ク	ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構、小児専門医療施設等の治験実施医療機関等	国内外の産業界、研究機関、治験実施医療機関等とも、共同研究・受託研究の推進等により、各組織の高度な専門性に基づい

5

<p>主要がんセンター等と「医療クラスター」を形成して先端的な臨床研究を推進するために、産官学連携を支援する産官学連携オフィス等の整備を行う。また、クラスター内での積極的な共同研究推進のための協議の場の設定及び早期臨床開発試験をつかさどるデータセンターを整備する。</p> <p>これにより、平成21年度に比し、中期目標の期間中に、共同研究件数、治験実施件数及び国際共同治験実施数について各々5%以上の増加を目指す。</p>	<p>の形成等、他機関との共同研究を推進する体制を整える。</p> <p>特に、企業との共同研究については、年に56件以上実施する。</p>	<p>携を深めるため、知的財産、利益相反等に関する諸規程を指針等に基づいて整備する。また、国内外の先端施設・企業等とのトランスレーショナルリサーチ、臨床試験等を共同で実施するための体制を強化し、提携先企業・研究機関等が利用可能な連携ラボをTMC内に整備する。</p> <p>これにより、他の研究機関(大学含む)との共同研究実施数を年10件以上とする。</p> <p>また、治験実施症例総数(国際共同治験を含む)を、中期目標の期間中に、平成21年度に比し5%以上増加させる。</p>	<p>ラスター」を形成する。企業、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するとともに、情報発信の仕組みを構築し、関係業界等との協議の場を設ける。</p> <p>これにより、開発初期の臨床研究の外都機関等との共同研究数を毎年10件以上とする。</p>	<p>との連携を深め、「医療クラスター」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備する。</p> <p>これにより、企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成21年度に比し10%以上増加させる。</p>	<p>た連携を図るため、「医療クラスター」の形成等、研究の基盤となる体制を整備する。</p> <p>これにより、企業との共同研究の実施数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比し20%増加させる。</p> <p>また、治験実施数(国際共同治験を含む)を、中期目標の期間中に、平成21年度に比し10%増加させる。</p>
⑤ 研究・開発の企画及び評価体制の整備	③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備	④ 研究・開発の企画及び評価体制の整備	③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備	③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備	③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備
<p>がん医療研究開発費による研究をはじめ、我が国のがん対策の中核機関としての使命を果たすための研究を企画し、評価していく体制の強化を図るとともに、研究を支援していくための体制も充実させる。</p>	<p>センターの使命を果たすための研究(研究開発費を含む)を企画し、評価していく体制を整備するとともに、研究を支援していく体制も充実させる。</p>	<p>センターの使命を果たすための研究(研究開発費を含む)を企画・評価していく体制を強化するとともに、研究を支援していく体制を充実させる。</p>	<p>センターの使命を果たすための研究(研究開発費を含む)を企画し、評価していく体制の強化を図る。</p>	<p>戦略的に研究・開発(研究開発費を含む)を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努め、産官学連携による研究課題の企画・評価を、年1回以上実施する。</p>	<p>倫理委員会、共同研究・受託研究審査委員会、長寿医療研究開発費評価委員会等の活用により、研究・開発についての企画・評価体制を整備する。</p>
⑥ 知的財産の管理強化及び活用推進	④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進	⑤ 知的財産の管理強化及び活用推進	④ 知的財産の管理強化及び活用推進	④ 知的財産の管理強化及び活用推進	④ 知的財産の管理強化及び活用推進
<p>「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)」及び「知的財産推進計画」を踏まえつつ、共同研究や受託研究等を推進するための知的財産管理部門を設置し、マテリアル・リサーチツールの管理・提供体制の整備、所有知的財産権の実施状況の追跡・管理、知的財</p>	<p>知的財産管理に当たっては、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)」及び「知的財産推進計画」を踏まえ、研究開発成果の流出に対する防止策の構築及び社会的ニーズの高い分野における特許取得を推進し、特許取得後の活用推進に努める。</p>	<p>特許等取得について、研究者が研究開発早期から利用できる知財コンサルテーション部門の構築を目指し、産官学等との連携、知的財産、利益相反に関する規程を指針等に基づいて整備する。「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)」に則した知的財産管</p>	<p>センターにおける基礎研究成果を着実に知的財産につなげるための体制を強化し、知的財産を適切に管理する。</p> <p>このため、センター職員に対し、知的財産に関する説明会を毎年1回開催する。</p>	<p>センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制強化、維持の必要性を見直す等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことにより社会還元に努める。</p> <p>このため、センターとして職務発明委員会(仮称)における審査件数を年10件以上とする。</p>	<p>研究・開発の成果を確実に知的財産に結びつけるため、研究開発成果の流出に対する防止策の構築等により、効果的な知的財産の管理を強化するとともに、産業界との連携等により、知的財産の活用を推進する。</p> <p>このため、職務発明委員会を随時開催するとともに、同委員会において、年15件以上の審査を行う。</p>

6

産関係書類等の管理強化、研究に対する知財教育の実施、及び、上記研究を推進するため、知的財産管理や契約行為等に関する管理機能や研究者に対する相談支援機能の充実を図る。 また、中期目標の期間中に、特許出願件数とその内容が適切かどうかについて吟味し、活用推進に至るシステムを作る。	具体的には、職務発明委員会における審査件数について、中期目標中で180件以上とし、特許出願が適切かどうかの議論を活発に行う。	理、共同研究・受託研究等の審査体制、契約行為等を行う管理機能を充実強化する。特に、知的財産の活用に関しては、医療現場での実用化を目指す。 このため、職務発明委員会における審査件数について、年3件以上とし、特許出願が適切かどうかの議論を活発に行う。			
(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化	(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化	(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化	(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化	(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化	(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化
病院は臨床開発の様々な段階に対応するため、橋渡し研究を含む臨床研究を行うための診療体制等の整備を進める。 センターで実施される臨床試験の支援部門の整備・強化を行うとともに、治験関連の体制の充実を図る。 また、その推進のために兼業・規制要件の専門家を含めた支援体制の基盤整備を行い円滑な試験実施を進めるとともに、支援体制のモデル化により国内他施設への普及を図る。	センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者QOLの向上につながる臨床研究(治験を含む)を推進する。そのため、センターで実施される臨床試験の支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図り、治験依頼から契約締結までの期間を平均50日以内とする。	センター内で実施される臨床研究及び単独又は施設設置で行う早期臨床開発を支援する部門を整備する。また疫学・生物統計学の専門家や薬事専門家等の支援が得られる体制を構築し、承認申請を目指す臨床試験に対しても、切れ目のない支援が得られるようにする。 各種指針に基づき臨床研究で発生した有害事象等を収集し、倫理委員会や規制当局等へ報告する体制を構築する。 また、治験等の臨床研究の実施体制の強化のため、治験業務に携わる人材の充実をはじめとした治験等の臨床研究の支援体制の整備に努める。 このため、臨床研究コーディネーター(CRC)を、常時10名以上勤務させる。 また、治験依頼から最初の症例登録までの期間を平均100日以内とする。	センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者QOLの向上につながる臨床研究(治験を含む)を推進する。そのため、センターで実施される臨床研究の支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図る。 このため、治験申請から症例登録(First patient in)までを平均60日以内とする。	センターにおいて、治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を推進するための体制の整備に努める。	治験等の臨床研究の実施体制の強化のため、治験業務に携わる人材の充実をはじめとした、治験等の臨床研究の支援体制の整備に努める。
② 倫理性・透明性の確保	② 倫理性・透明性の確保	② 倫理性・透明性の確保	② 倫理性・透明性の確保	② 倫理性・透明性の確保	② 倫理性・透明性の確保

7

高度な倫理性・透明性が確保された臨床研究等の実施を図るため、倫理審査委員会等の機能を強化するとともに、主要な倫理指針等について職員教育の充実を図る。 また、センターを受診する患者への研究に関する説明を組織的かつ効率的に行う体制や、患者・家族への研究に関する情報開示及び問い合わせへの対応の体制等を整備する。	倫理性・透明性の確保のため、臨床研究等に携わる職員に対する継続的な倫理教育の機会を確保し、センター職員の臨床研究倫理に関する知識と意識を高める。 また、臨床研究に参加する患者・家族に対する説明書・同意書の内容について、倫理委員会等において重点的な審査を行い、臨床研究の趣旨やリスクに関する適切な説明と情報開示につなげる。 これらの取り組み等を通じ、臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努める。	倫理性・透明性が確保された臨床研究等の実施を図るため、倫理委員会や治験審査委員会(IRB)、利益相反委員会(COD)、モニタリング・監査等の体制を強化するとともに、主要な倫理指針等について定期的な教育の機会を設ける。 また、センターを受診する患者への研究に関する説明を組織的かつ効率的に行う体制を確立し、研究への協力に係る患者負担の軽減を図る。特に、遺伝子解析を伴う臨床研究の実施に際して、患者が適切に遺伝カウンセリングを受けられるよう体制を強化する。また、患者・家族への研究に関する情報開示及び問い合わせへの対応等を行う。	高い倫理性・透明性が確保されるよう、臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に運営し、 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。	臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。 この推進に当たり、倫理委員会及びIRBにおける審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。	倫理委員会等の機能強化のため、臨床研究により発生しうる有害事象等安全性に関わる課題に関し、医療安全委員会等との情報共有等による連携を推進する。 倫理性・透明性の確保のため、臨床研究等に携わる職員に対する教育の実施等により、職員の意識向上のための機会を確保する。 また、臨床研究に参加する患者・家族に対する説明書・同意書の内容について、倫理委員会等において重点的な審査を行い、臨床研究の趣旨やリスクに関する適切な説明と情報開示につなげる。 これらの取り組み等を通じ、治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努める。
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進	(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進	(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進	(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進	(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進	(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進
がん対策基本法とがん対策推進基本計画を踏まえ、がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究に積極的に取り組む。 具体的な方針については別紙1のとおり。	これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。 具体的な計画については別紙1のとおり。	大学や企業等と相互の強みを活かしながら、有機的な連携により独創的な研究・開発を展開する。 具体的な計画については別紙1のとおり。	これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。 具体的な記述は別紙1のとおり。	成人医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成人医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。 具体的な記述は別紙1に記述する。	これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進する。 具体的な方針については別紙1のとおり。
2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項
がん征圧のための中核機関として、科学と信頼に基づいた最良のがん医療を推進していくことにより、がん対策基本法の基本理念	医療の提供に当たっては、循環器病の緊急性・専門性を踏まえ、高度医療提供体制のさらなる整備はもとより、移植医学、人工	精神・神経疾患等の研究成果を活かし、患者の生活の質の向上を目指した全人的な医療を提供する。	基本的に病気とは複雑な疾病の複合体であるので、その治療に際しては、高度な専門性と同時に、「こころ」も含め様々な側面から	成人医療においては、人が受精・妊娠に始まって、胎児・新生児、乳児、幼児、学童、思春期、成人に成長・発達し、次の世代を	高齢者に特有な疾患に関する高度先駆的医療技術を提供するとともに、高齢者に対する有効性や安全性の向上を目指した長寿

<p>として掲げられた「科学的知見に基づく適切ながんに係る医療の提供」及び「がん患者本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択される体制整備」の実現を図るとともに、がん対策推進基本計画の全体目標として定められた「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」の達成に貢献する。</p> <p>臨床研究による研究開発に取り組む上でも、患者の安全を最優先にした医療の提供を行う。医療の提供に当たっては、最新の知見に基づいた標準的ながん医療を実践するとともに、がん医療を行う医療機関等と連携し、がん患者の意向及び利便性に配慮した適切かつ良質な医療が提供できる体制を構築する。</p> <p>また、人材の育成と情報の発信にも資する開発的な医療と最新の標準的な医療を提供できる診療体制を整える。</p>	<p>臓器医学、遺伝子治療、本人の細胞から組織・臓器を作る再生医学等について、新しい治療法の創出及び積極的な臨床応用を推進することで、我が国の循環器医療をリードしていく機能を果たすこととする。</p>	<p>特に、希少疾患及び重症・難治性の精神・神経疾患等については、多施設連携による症例、臨床情報の集約を行い、全国のモデルとなるような高度先駆的な医療を提供する。</p> <p>さらに、当該疾患は、その特性により患者の家族、介護者等の身体的、精神的、経済的な負担が少なくないことを踏まえ、患者本人のみならず、周囲の人々に配慮した支援を行う。</p>	<p>ら患者を診るための総合診療能力、救急医療を含む診療体制、並びに質の高い人材の育成及び確保が要求される。</p> <p>センターは、既に培われた世界的に見ても質の高い医療水準をさらに向上させ、総合医療を基盤とした各診療科の高度先駆的な医療を提供する。</p> <p>特に、センターのミッションである感染症その他の疾患のための質の高い医療の提供を行うことにより、医療の標準化を図り、他施設にモデルとなる科学的根拠を集積し、我が国の医療の標準化・均てん化を推進する。</p>	<p>はぐくむに至るまでの過程を、総合的かつ継続的に診る医療が要求される。</p> <p>センターは、高度先駆的な医療の提供、モデル医療の実践及び標準的医療の確立等によって、我が国における成育医療の標準化・均てん化を推進する。</p> <p>また、医療の提供にあたっては、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の提供に努める。</p>	<p>医療の標準化を行う。</p>
(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供	(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の実践	(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供
① 高度先駆的な医療の提供	① 高度先駆的な医療の提供	① 高度先駆的な医療の提供	① 高度先駆的な医療の提供	① 高度先駆的な医療の提供	① 高度先駆的な医療の提供
<p>開発的な医療を安定した状態で提供するための診療体制を整備する。</p> <p>病院と研究所の連携により、腫瘍組織や非がん部組織、体液等のゲノム・プロテオーム等の解析による治療の個別化を図り、最適な医療を提供する。具体的には『HER2 陽性胃癌に対する高度医</p>	<p>研究部門と連携し、その研究成果を活用し、かつ、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約して、高度先駆的な医療の提供を行うことにより、先進医療に取り組む。</p>	<p>精神・神経疾患等について、国内外での研究成果を集約し、新規治療法候補については、臨床研究等で検討する等により、高度先駆的な医療を提供する。</p>	<p>高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対応するため、臓器別、疾患別のみならず、小児から高齢者までの患者を対象とした心身を合わせた総合医療を基盤に、最新の知見を活用することで、個々の病態に即した高度先駆的な医療の提供を行う。</p>	<p>成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となって提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担う。</p>	<p>センターの研究成果や、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約し、高齢者に特有な疾患の予防、診断、治療及び機能低下の回復のための高度先駆的な医療を提供する。</p>

<p>療評価制度を用いた術後補助化学療法の実施などによる個別化治療の開発・普及を行う。</p> <p>数年後を目途に、基本的に手術例のがん関連遺伝子の塩基配列決定を「先進医療コンソーシアム(仮称)」を組織することにより行い、将来のゲノム解析に基づくがん医療の実現の基盤を創る。</p> <p>また、国内主要研究施設と連携し、新規医薬品・医療機器の医師主導治験及び高度医療評価制度での臨床試験を展開し、最先端の医療を提供する。</p>			<p>また、HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニタリングに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を年間120例以上提供する。</p>		
② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供
<p>最新の科学的根拠に基づいた医療を安定した状態で提供するための診療体制を整え、希少がん及び難治がんを含めた各種がんの標準的治療の実践に取り組む。</p>	<p>最新の知見に基づく標準的医療を安定した状態で提供する体制を整え、循環器病の医療の標準化のための実践に取り組む。</p>	<p>精神・神経疾患等について、最新の知見に基づき、標準的な医療を提供するための診療体制を整える。</p>	<p>感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的治療の実践に取り組む。</p>	<p>成育疾患について、最近の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努める。</p>	<p>研究所と病院の連携による臨床研究の成果を踏まえ、長寿医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行う。</p> <p>具体的には、既に有効性が示されている既存の医療技術についても、高齢者に安全な低侵襲手術による手術、高齢者に最適な薬物療法等、高齢者に対する有効性及び安全性の向上を目指した長寿医療の標準化を目指す。</p>
(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	(2) 患者等の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供
① 適切な治療選択の支援	① 患者の自己決定への支援	① 患者の自己決定への支援	① 患者の自己決定への支援	① 患者等参加型医療の推進	① 患者の自己決定への支援
<p>患者・家族が適切な治療を医療者とともに主体的に選択、決定できるよう、病態に応じた説明文書の提供など正確でわかりやす</p>	<p>患者との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明や情報開示等を適宜</p>	<p>患者との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明や情報開示等を適宜</p>	<p>患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう、患者・家族に必要な説明を行い、かつ、情報公</p>	<p>良質かつ安全な医療を提供できるよう、患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的</p>	<p>患者・家族に対する説明に当たっては、標準的な医療はもとより、高度先駆的な医療技術であっても平易な説明に努めることによ</p>

<p>い診療情報の提供に努める。 また、患者自身のセカンドオピニオン外来受診や家族による医療相談を円滑に進めるために、支援体制を整備する。</p>	<p>行い、患者・家族との情報の共有化に努める。</p>	<p>行い、患者・家族との情報の共有化に努める。 特に、セカンドオピニオン外来や遺伝カウンセリング体制の整備強化に努めるとともに、院内待合における情報コーナーの設置、公開講座の開催等、日常的に情報提供が行われるよう工夫する。 さらに、病態に応じた説明文書の提供と同意取得手続きの標準化を進める。 このため、セカンドオピニオン外来実施件数を年間50件以上とする。</p>	<p>間に積極的に取り組むことで、情報の共有化に努めるとともに、患者のプライバシー保護に努める。 このため、患者に対する相談支援を行うための窓口を設置する。 また、専門的立場から幅広く患者・家族を支援するため、セカンドオピニオンを年間150件以上実施する。</p>	<p>を行うために必要な説明と情報開示を行う等の情報の共有化に努める。患者・家族の医療に対する理解の向上の為に、相談支援窓口等の設置に努める。 また、患者・家族の医療に対する理解を深めるために、情報提供や支援体制の整備等に努める。 このため、セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。</p>	<p>り情報の共有化に努め、高齢者である患者自身やその家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援する。 また、セカンドオピニオン外来を設置し、患者・家族の相談に対応する。</p>
<p>② 患者参加型医療の推進 患者からの生の声・意見をプライバシーに配慮しつつ、院内に掲示する。また、定期的な患者満足度調査や日常的な患者・家族の意見収集を行い、診療内容や業務の改善に活用する。</p>	<p>② 患者等参加型医療の推進 患者満足度調査の実施等、患者等参加型医療についての調査を行うとともに、病態や治療に係る様々な問題に関して患者の医療に対する理解を深めるための支援活動を推進する。</p>	<p>② 患者等参加型医療の推進 患者等参加型医療及びセルフマネジメントの推進の観点から、患者等の医療に対する理解を支援する機会の提供に努める。 さらに、患者の視点に立った医療を提供するため、定期的な患者満足度調査や日常的な患者・家族の意見収集を行うことで患者ニーズの把握に努め、診療内容や業務の改善に活用する。 また、患者満足度調査と評価を年1回実施する。</p>	<p>② 患者等参加型医療の推進 患者の視点に立った医療の提供を行うため、毎年1回患者満足度調査を実施するとともにその評価を行い、その結果を業務の改善に活用すること、及びご意見箱を活用し、患者からの声をくみ上げるにより、患者サービスの改善について積極的な推進を図る。 また、ボランティアによる相談支援等に努め、患者の医療に対する理解の向上に努める。</p>	<p>さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を年に1回以上実施し、その結果をもつて業務の改善に努める。</p>	<p>② 患者等参加型医療の推進 患者等参加型医療及びセルフマネジメントの推進の観点から、ホームページによる患者向け情報の発信や、リーフレットの配布等により、患者の医療に対する理解を支援する機会を提供する。 また、定期的な患者満足度調査の実施、日常的な患者・家族からの意見収集等をもとに、診療等業務の改善を行い、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供に努める。 さらに、患者の意見を運営に反映させるための患者満足度調査を、年1回以上実施する。</p>
<p>③ チーム医療の推進 緩和ケア・栄養サポート・感染対策・外来化学療法・褥瘡対策など専門的知識・技術を身につけた多職種からなる医療チームによる医療の支援活動を充実させる。他分野のチーム設置(周術期管</p>	<p>③ チーム医療の推進 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、質の高い医療の提供を行</p>	<p>③ チーム医療の推進 複数の診療科が参加する合同ケースカンファレンスの開催、専門疾病センターの運用、コンサルテーション・リエゾン等を実施するとともに、日常的な交流を図ること</p>	<p>③ チーム医療の推進 センターの総合医療の特長を活かして、小児から高齢者までの患者に対し、多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進する。</p>	<p>② チーム医療の推進 成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、センターの特色を活かした多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組む。</p>	<p>③ チーム医療の推進 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、質の高い医療の提供を行</p>

<p>理)も検討する。 また、疾患毎に診断医・外科医・内科医を中心として行っている診療方針の検討会(カンサ-・リポートメント・ボード)については放射線治療医や薬剤師・看護師など参加者の拡充を図り、質の向上に努める。</p>	<p>う。 具体的には、診療科横断的分野において、多職種から構成される院内診療チームによる回診を年に380回以上実施する。</p>	<p>科横断的なチーム医療を実現する。 特に、身体合併症例及びビストレスが症状に影響を及ぼす身体疾患例等を含む精神・神経疾患等に対しても適切な治療を提供する。 また、電子カルテの導入を図り、臨床研究や多職種連携のために医療情報を共有する。 このため、多職種ケースカンファレンスを年間150件以上実施する。</p>			<p>う。 このため、多職種から構成される院内診療チームの合同カンファレンス、合同回診等を、週1回以上開催する。</p>
<p>④ 入院時から緩和ケアを見通した医療の提供 患者のQOL向上をはかるため、入院診療から外来診療への移行を進めるとともに、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、入院診療と外来診療を統合的に管理できる診療体制を構築する。 がん医療を行う医療機関等との連携促進を図り、良好な継続医療の提供に努める。 具体的には、中期目標の期間中に、外来化学療法実施数について年間38,000件以上(延べ数)を増加することを目指す。 また、院外を含めてより多くの相談支援を行うために、「がん患者・家族総合支援センター」を本来業務と位置づけ強化するとともに、今後一層重要となる患者会・遺族ケアに関する取組を一層強化する。</p>	<p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、急性期から回復期、維持期、再発防止まで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、連携登録医療機関数を5年後には、平成21年度比20%増を図るなど、入院から地域ケアまで一貫した支援を実施する。</p>	<p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 危機介入・病状悪化防止等のため、入院から地域ケアまで一貫した重点的な支援を実施する。そのため疾患領域毎の地域連携リストを作成し、地域連携パスを整備することでネットワーク化を進める。 また、入院の長期化を防ぎ、入院から地域ケアまで一貫した治療と支援を計画・提供する。そのため各種医療連携を担当する人材を配置し、組織横断的な調整を行う。 退院促進・在宅支援の調整に際しては、院外の医療資源との多職種連携の体制を整備する。 さらに、画像等の専門的な検査について、地域の医療機関との連携を進める。 このため、紹介率と逆紹介率については、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ各々5%以上増加させる。</p>	<p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適切な医療機関(かかりつけ医)への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図る。 また、地域に開かれた研修会や協議会を開催し、情報の共有を図る。</p>	<p>③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努める。 また、連携医療機関等との定期的な情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するための体制の構築を推進する。 このため、退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。</p>	<p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 医療の提供に必要なネットワークの構築に努め、急性期の受入れから、回復期、維持期、再発防止まで一貫した包括的なプログラムに基づく医療を提供するとともに、患者に対し切れ目なく適切な医療を提供できるよう、紹介先医療機関等の確保に努め、入院から地域ケアまで見通した医療の提供を行う。</p>

⑤ 安全管理体制の充実 医療安全管理を統括、監督する体制を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、定期的に病院の各部門に対し安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。 医療安全管理担当は、関係法令、指針等に則って、各部門における医療安全に関わる管理体制の編成、日常的な医療安全管理業務、医療事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括する。	⑤ 医療安全管理体制の充実 医療安全管理の体制を整備し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を年4回以上開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。	⑤ 医療安全管理体制の充実 医療安全管理体制を充実し、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。 このため、医療安全とは感染症対策研修会を年10回以上開催する。	⑤ 医療安全管理体制の充実 センターの医療安全管理を確保し、医療事故の未然防止の観点から、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築する。 また、院内感染対策のため、院内サーベイランスの充実等に積極的に取り組む。 専門の医療安全推進部門を設置し、医療安全に対する取り組みを推進するための体制を強化する。 このため、医療安全研修会・感染症対策研修会を年3回以上開催する。 また、医療安全に関するマニュアルを年1回改訂する。	⑤ 医療安全管理体制の充実 センターにおける医療安全を担保するため、統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、年12回医療安全管理委員会を開催することにより、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。	⑤ 医療安全管理体制の充実 医療事故報告の有無に関わらず、医療安全管理部門が定期的に病院内の安全管理体制を検証し、その改善のための対策を立案し、各部門に対して助言を行う等、医療安全管理を統括、監督する体制を充実する。 また、医療安全管理部門の担当者は、関係法令、各種指針等に基づいて、病院各部門における医療安全に関わる管理体制の編成、日常的な医療安全管理業務、医療事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括する。
(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供
① がん患者に対する緩和医療の提供と療養生活の質の向上 がん患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるように、がん患者が必要とする緩和医療や精神心理的ケアを幅広く提供できるように治療初期からの介入を目指す。これを実践するために、多職種による緩和ケアチームを強化し、中期目標の期間中に、緩和ケアチームの関わる症例数について年間1,500件以上に増加することを目指す。 また、外部の医療機関などとの共同診療体制の構築に努めると	臓器移植法に基づき、成人例のみならず小児例における心臓移植を臓器移植ネットワークにおける基幹心臓移植施設として実施する。体外設置型及び植込み型の補助人工心臓を症例に応じて適用し、在宅療法を含め QOL の高い補助人工心臓治療を実施する。 また、適応症例に対するホモグラフトを用いた組織移植を円滑に実施する。	医療観察法病棟に入院している対象者に特有な病態に対応した諸検査を実施し、適切な治療計画に基づいた医療を提供する。対象者の家族会を継続的に実施する。 また、対象者の身体合併症に対しては、他の医療機関との連携及び総合診療機能によるモデル医療を提供する。退院後に地域生活への安全で円滑な移行を支援する。 このため、多職種協働ケアプロ	3 次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施する。 特に、国府台地区において、精神科救急病棟入院患者における重症身体合併症率を5%以上とする。	子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供する。	認知症患者、家族を支援する医療体制を構築するため、医療と介護等の連携を推進するとともに、センターにおいて、地域の医療施設、介護施設、自治体関係者等と連携し、認知症に対するモデル的な医療を提供する。 このため、医療者、介護者、家族等を交えたカンファレンスの開催件数を、中期目標の期間中、平成21年度に比べ10%増加する。

13

ともに、相談支援センターの充実を図る。		グラムアプローチ(CPA)を年100件以上実施する。			
		② 重症心身障害児(者)への医療の提供 重症心身障害児のために総合的な機能評価を実施し、その評価結果に基づいた各機能障害に対する専門的治療を実施する。施設からの診断・評価・治療の受け入れを実施する。 また、在宅支援のために、在宅の重症心身障害児(者)に対しても、家族のレスパイトも兼ねて短期入院による総合的な機能評価を行う。 さらに、療育・余暇活動などを通して、患者 QOL 向上を目指す。地域の社会資源の活用・連携を推進する。	② 国際化に伴い必要となる医療の提供 渡航者健康管理室等、海外渡航者に対する保健医療の充実を図るとともに、感染症の患者に対する医療提供体制の整備を図る。	② 周産期・小児医療における中核的な役割 周産期医療において、関係医療機関が連携して分娩のリスクに応じた医療を適切に提供する体制を構築するため、センターは、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送の受け入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たす。 小児医療において、センターは、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受け入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割を果たす。	② モデル的な在宅医療支援の提供 患者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、全国を代表する在宅医療関係者等との連携等により、モデル的な在宅医療を推進する。 また、センターにおいて、在宅医療支援病棟を中心に、モデル的な在宅医療支援を提供する。 このため、在宅医療支援病棟の新入院患者数を、中期目標の期間中、平成21年度に比べ20%増加させる。
					③ モデル的な終末期医療の提供 終末期医療についての国民のコンセンサスの形成に資するよう、センターにおいて、モデル的な終末期医療のあり方について検討し、提供する。
3. 人材育成に関する事項	3. 人材育成に関する事項	3. 人材育成に関する事項	3. 人材育成に関する事項	3. 人材育成に関する事項	3. 人材育成に関する事項
(1) リーダーとして活躍できる人材の育成 がん領域の医療や研究におけるリーダーとして国内外を問わず活躍できる人材を育成するために、レジデント制度・がん専門研修医制度をはじめとする専門教育制度の充実を図る。 チーム医療を構成する人材を養成するため医師以外の職種に	(1) リーダーとして活躍できる人材の育成 循環器病領域の研究・医療におけるリーダーとして活躍できる人材を育成するため、教育・臨床プログラム数について、中期目標の期間中に平成21年度比1.5倍とするなど、医師、看護師、薬剤師、検査技師、リハビリテーション技師、研究者等の育成を積極的	(1) リーダーとして活躍できる人材の育成 精神・神経疾患等の研究・医療における専門家を養成するため、TMC等を活用し、レジデント及び流動研究員等への教育・指導内容の充実を図る。 地域の指導的役割を担う人材や臨床研究の推進者を育成し、医師、研究者以外の職種にも対	(1) リーダーとして活躍できる人材の育成 小児から高齢者までの患者に対する心身を含めた総合医療に携わる専門人材を育成するため、質の高い研修・人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図る。	(1) リーダーとして活躍できる人材の育成 成育医療に対する研究・医療の専門家(看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。)の育成を積極的に行う。 センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努める。 また、関係学会や都道府県と	(1) リーダーとして活躍できる人材の育成 レジデント等の若手医療従事者、流動研究員等の若手研究者に対する教育・指導体制の充実により、長寿医療分野において将来専門家として活躍する人材の育成を推進する。 また、センター職員に対する長寿医療分野に関する教育機会を

14

も対応した制度として発展させる。また、こうした専門家教育にかかわる部門の充実を図る。	に、行う。	応した課程を整備する。 このため、実務者・指導者研修または臨床研究基本講座を年5回以上開催する。	また、世界的な視野を持ち、トランスレーショナルリサーチを含め、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成する。	連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域の指導者の育成に努める。	確保する。 さらに、老年医療に関する医学士向けセミナー等を、年1回以上開催する。
(2) モデル研修・講習の実施	(2) モデル研修・講習の実施	(2) モデル的研修・講習の実施	(2) モデル的研修・講習の実施	(2) モデル的研修・講習の実施	(2) モデル研修・講習の実施
がん対策推進基本計画に基づき、がん医療の均てん化を推進することを目的として、地域で中核的ながん医療に携わっているがん診療連携拠点病院の医療従事者等を対象に専門的な技能向上のための研修を企画・調整し実施する。 具体的には、医師(身体担当及び精神担当)・薬剤師・看護師を対象にした緩和ケア、化学療法等のチーム研修や相談支援センター相談員、院内がん登録実務者研修等、センター外の医療従事者等を対象とした研修プログラムの種類を毎年16種類以上提供し、中期目標の期間中に、同研修プログラムの延べ受講者数について4,500人以上に増加することを目指す。	循環器医療の均てん化推進を目的として、センター外の医療従事者等に対する各種研修を年4回以上企画・実施する。	精神・神経疾患等における医療の質の向上を目的として、我が国の医療政策上の課題を踏まえた医療従事者等に対する各種モデル的研修・講習を実施する。 このため、センター外の医療従事者等に対する研修を年間20回以上実施する。 また、同受講者数を年間1,000人以上とする。	感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際保健医療協力の充実等を目的として、医療従事者に対するモデル的研修プログラムを企画・実施する。 また、センター外の医療従事者向け各種研修会等を毎年20回以上開催する。	成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。 このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年20回以上開催する。	長寿医療の均てん化の推進を目的として、長寿医療に携わる医療従事者を対象としたモデル研修・講習を実施することとし、特に認知症患者、家族を支援する医療体制を構築するために、全国各地で認知症患者の地域支援の調整等に携わる医師を対象とした研修等により、医療と介護等の連携を推進する。 これにより、医療従事者のニーズを踏まえた、医療従事者向け研修会を、年1回以上開催するとともに、修了者数を年20名以上とする。
4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項
(1) ネットワークの構築の推進	(1) ネットワーク構築の推進	(1) ネットワーク構築の推進	(1) ネットワーク構築の推進	(1) ネットワーク構築の推進	(1) ネットワーク構築の推進
都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会を毎年開催し、全国の都道府県がん診療連携拠点病院等と、がん医療、相談支援・情報提供、院内がん登録等について、意見交換や情報共有を行う。 がん診療連携拠点病院等に対	循環器病について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、相互の交流を通じて、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。	センターと都道府県の中核的な保健医療機関等とのネットワークの構築を目指し、相互の交流を通じて先駆的医療や標準的医療等の普及を図る。	感染症その他の疾患について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的	成育医療の均てん化等のため、国や都道府県の中核的医療機関等との連携をもとに、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図る。	長寿医療に携わる医療従事者を対象としたモデル研修・講習等を通じ、全国の中核的な医療機関等との連携を推進する。 また、認知症サポート医養成研修会を、年5回以上開催するとともに、修了者数を年300名以上とする。

し、画像診断コンサルテーション、病理診断コンサルテーション、放射線治療品質管理・安全管理体制確立の支援及び放射線治療スタッフへの技術指導等を実施するとともに、中期目標の期間中に、病理診断コンサルテーションの件数について年間250件以上に増加することを目指す。			医療等の普及を図る。		
(2) 情報の収集・発信	(2) 情報の収集・発信	(2) 情報の収集・発信	(2) 情報の収集・発信	(2) 情報の収集・発信	(2) 情報の収集・発信
全国において適切ながん対策が実施されるよう、がんに関連する情報を収集、整理及び評価し、発信する。また、そのために必要な体制を整備する。 患者・家族・国民に対し、がんの予防、早期発見、診断、治療及び療養に関する科学的根拠のあるがん関連情報やがん診療連携拠点病院の診療実績情報等を、ホームページ「がん情報サービス(一般の方)」、冊子、患者必携、講演会等を通して、発信する。発信情報の作成に当たっては、がん対策情報センター「患者・市民パネル」の協力を得て行い、また患者の視点に立った情報提供を進める。 医療者に対して、診療ガイドライン、がんの臨床試験情報、がん診療画像レファレンスデータベース、パスデータベース、がん研究情報データベース等の情報をがん情報サービス(医療従事者の方)より発信する。 がん情報サービス利用者の背景、満足度等を確認する仕組み	医療従事者や患者・家族が循環器病に関して信頼における情報を解りやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに、科学的根拠に基づいた最新の診断・治療情報等の提供を行うとともに、医療に関する技術援助、技術指導の要請に対応する。	精神・神経疾患等に関する予防・診断・治療法等について、医療従事者や患者・家族が信頼における情報を解りやすく入手できるよう、国民向け、患者向け、保健医療機関向け、他の関連団体向けの情報発信を行う。また科学的根拠に基づいた情報等につき、国内外の知見の収集と評価を行う。 また、医療従事者・患者向けHPアクセス数を年間20万件以上確保する。	医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して信頼における情報を解りやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行う。 また、HPアクセス数を、年間1,000万PV以上とする。	成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼における情報を解りやすく入手できるよう、国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築するとともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築する。	医療従事者や患者・家族が長寿医療に関して信頼における情報を解りやすく入手できるよう、センターが国内外から収集、整理及び評価した長寿医療に関する最新の知見や、センターが開発する高度先駆的医療や標準的医療等に関する情報について、インターネットの活用等により国民向け・医療機関向けに広報を行う。

<p>を導入し、利用状況を確認する。有識者、医療関係者、がん患者、家族の代表で構成される「がん対策情報センター運営評議会」の意見に基づきサービスの改善を行っている。</p> <p>がん診療連携拠点病院等において実施される院内がん登録及び都道府県において実施される地域がん登録等の実施状況を把握し、がん対策情報センターにデータを収集し、集計・発信を行うとともに、予後調査などの転帰情報の収集を支援する。</p> <p>地域がん登録、院内がん登録の登録項目の標準化を促進する。また、地域がん登録実施率を増加させるために、地域がん登録の標準方式の設定、標準方式に準拠したシステム開発・配布、登録実務担当者の教育研修などを通じて、未実施県での導入に際して技術的支援を行う。</p> <p>このため、中期目標の期間中に、院内がん登録実地調査について、合計130施設以上、全ての都道府県での実施を目指す。また、中期目標の期間中に、地域がん登録訪問調査について、全ての都道府県に訪問調査を実施することを目指す。</p>					
<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>我が国のがん対策が、より強固な科学的根拠を持ち、かつ、がん患者を含めた国民の視点に立った実情に即したものであるよう、世界の科学技術の動向、研究成果やその有効性、社会情勢、社会</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>循環器病に関する研究・開発を推進する中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>精神・神経疾患等に関する保健医療福祉政策の企画・立案に必要な根拠を、先行研究の分析、疫学研究、臨床研究等により創出する。具体的には、標準医療・モデル医療とその均てん化手</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したものであるよう、国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したものであるよう、国と連携しつつ、長寿医療分野において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決</p>

17

<p>的要請等を踏まえ、科学的根拠に基づいた専門的な政策提言を行う。</p> <p>また、科学的根拠に基づいた政策提言機能を実施するための組織を構築する。</p>		<p>法の開発を目指した研究を実施する。</p> <p>また、我が国の抱えている精神・神経疾患等に関する医療政策及び自殺対策等の緊急性の高い課題を効果的、効率的に解決できるよう、国内外での研究成果及び我が国の実態調査結果等を踏まえ、専門的な政策提言を行う。</p>		<p>について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>	<p>策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p> <p>また、専門的提言の実施に必要な知見を集積するため、科学的根拠に基づいた検討の基盤となる社会医学研究等の推進を図る。</p>
<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>
<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>国の要請に対しては積極的な対応を行う。また、災害や公衆衛生上重大な危機が発生し又は発生しようとしている場合には、がん医療に関する範囲内にて、可能な限り適切な対応を行う。</p>	<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、循環器病に関する範囲内にて、可能な限り適切な対応を行う。</p>	<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>大規模災害やパンデミック等、公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国等の要請に対して迅速かつ適切な対応を行う。</p>	<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。</p> <p>また、新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回実施実施する。</p>	<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。</p>	<p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に積極的に協力するとともに、センターの有する医療資源(施設・設備及び人材等)の提供等、協力可能な範囲で迅速かつ適切に対応する。</p>
<p>(2) 国際貢献</p>	<p>(2) 国際貢献</p>	<p>(2) 国際貢献</p>	<p>(2) 国際貢献</p>	<p>(2) 国際貢献</p>	<p>(2) 国際貢献</p>
<p>わが国のがん対策の中核機関として、知的支援体制を整え積極的に国際貢献を図っていく。そのため、がんの研究・医療・政策に係る国際的団体への貢献をはじめとして、研究開発や政策形成における国際連携に積極的に参加・参画するとともに、二国間等での研究等協力を推進していく。</p>	<p>国際学会への招聘や、海外からの研修の受け入れ等、循環器疾患の分野で大きく国際貢献する人数を中期目標の期間中で200人以上とするなど、我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。</p>	<p>精神・神経疾患等の医療における我が国の代表的機関として、積極的な国際貢献を行う。産官学の各領域で行われる研究開発の国際連携の場に積極的に参加し、あるいは企画・主導するとともに、諸外国から研究者等を受け入れる。</p> <p>具体的には、海外からの研修生及び研究者を年間10名以上受け入れる。</p>	<p>開発途上国における保健システム(母子保健、感染症対策等を含む)の推進を図るため、中期目標の期間中、5年間に400人以上の専門家を派遣し技術協力を行う。</p> <p>また、開発途上国からの研修生を5年間に延べ、800人以上受け入れる。</p> <p>緊急援助等の支援活動を行うとともに、国際機関や国際協力機構(JICA)等の依頼に応じ調査研究・評価事業を実施する。</p> <p>広く国民及び国内外の関係機</p>	<p>研究成果の諸外国への発表や、外国人研究者等の受け入れや技術支援等、成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。</p> <p>また、長寿医療に関する国際シンポジウムを、年1回以上開催する。</p>	<p>研究成果の諸外国への発表や、外国人研究者の継続的な受け入れ等、長寿医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。</p> <p>また、長寿医療に関する国際シンポジウムを、年1回以上開催する。</p>

18

			<p>関に対し、国際保健に関する情報提供等を行い、我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、必要な知識、技術の習得を促す研修を国内外で実施する。</p> <p>また、国際医療協力を実施している機関とのネットワークを構築し、開発途上国等において保健医療分野の共同研究や人材育成等の諸協力を実施する。</p>		
			<p>(3) HIV・エイズ</p> <p>HIV 裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供等の必要な取組を進めるとともに、必要な人的・物的体制整備を計画的に進める。</p> <p>特に、診療に関しては、HIV・エイズ患者を1日平均入院15名、外来50名受け入れるとともに、診療に関する相談及び支援を年2,000件以上実施する。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成18年厚生労働省告示第89号)」に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図る。</p>		
			<p>(4) 看護に関する教育及び研究</p> <p>国立看護大学校においては、看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を毎年開催す</p>		

			<p>る。</p> <p>また、オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行い、質の高い学生等の確保に努める。</p> <p>さらに、看護研究活動を推進する。</p>		
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1. 効率的な業務運営に関する事項	1. 効率的な業務運営に関する事項	1. 効率的な業務運営に関する事項	1. 効率的な業務運営に関する事項	1. 効率的な業務運営に関する事項	1. 効率的な業務運営に関する事項
(1) 効率的な業務運営体制	(1) 効率的な業務運営体制	(1) 効率的な業務運営体制	(1) 効率的な業務運営体制	(1) 効率的な業務運営体制	(1) 効率的な業務運営体制
<p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。</p> <p>また、両研究所のあり方を含めたセンター全体の組織については、見直しを検討する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用する体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>
(2) 効率化による収支改善	(2) 効率化による収支改善	(2) 効率化による収支改善	(2) 効率化による収支改善	(2) 効率化による収支改善	(3) 効率化による収支改善
<p>医薬品医療材料等に対する他法人との価格情報の共有を図る等契約単価の見直し並びに業務</p>	<p>医薬品医療材料等に対する他法人との共同入札の促進等による契約単価の見直し並びに業務</p>	<p>医薬品医療材料等に対する他法人との共同入札の促進等による契約単価の見直し並びに業務</p>	<p>医薬品医療材料等に対する他法人との共同入札の促進等による契約単価の見直し並びに業務</p>	<p>医薬品医療材料等に対する他法人との共同入札の促進等による契約単価の見直し並びに業務</p>	<p>医薬品医療材料等に対する他法人との共同入札の促進等による契約単価の見直し並びに業務</p>

措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。	措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。	措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。	措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。	措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。	措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。
1. 自己収入の増加に関する事項					
民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。	民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。	民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。	民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。	民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。	民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。
2. 資産及び負債の管理に関する事項					
センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債(長期借入金)の残高を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。 そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予算別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4					
第4 短期借入金の限度額					
1. 限度額 3,400百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	1. 限度額 2,200百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	1. 限度額 2,000百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	1. 限度額 3,400百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	1. 限度額 2,100百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	1. 限度額 1,400百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応
第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画					
なし	なし	なし	なし	なし	なし

第6 剰余金の使途					
決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。	決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。	決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。	決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。	決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。	決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
1. 施設・設備整備に関する事項					
中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。	中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。	中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。	中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。	中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。	中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。
2. 人事システムの最適化					
職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きや	職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きや	職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きや	職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きや	職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師が本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きや	職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きや

すい職場環境の整備に努める。	すい職場環境の整備に努める。	すい職場環境の整備に努める。	すい職場環境の整備に努める。	すい職場環境の整備に努める。	すい職場環境の整備に努める。
3. 人事に関する方針	3. 人事に関する方針	3. 人事に関する方針	3. 人事に関する方針	3. 人事に関する方針	3. 人事に関する方針
(1) 方針	(1) 方針	(1) 方針	(1) 方針	(1) 方針	(1) 方針
<p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>
(2) 指標	(2) 指標	(2) 指標	(2) 指標	(2) 指標	(2) 指標
<p>センターの平成22年度期首における職員数を〇、〇〇〇人とするもの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み 53,697百万円</p>	<p>センターの平成22年度期首における職員数を〇、〇〇〇人とするもの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み 36,980百万円</p>	<p>センターの平成22年度期首における職員数を〇〇〇人とするもの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み 22,622百万円</p>	<p>センターの平成22年度期首における職員数を〇、〇〇〇人とするもの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み 57,179百万円</p>	<p>センターの平成22年度期首における職員数を〇、〇〇〇人とするもの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み 31,568百万円</p>	<p>センターの平成22年度期首における職員数を〇、〇〇〇人とするもの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み 16,022百万円</p>
4. その他の事項	4. その他の事項	4. その他の事項	4. その他の事項	4. その他の事項	4. その他の事項
<p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p>	<p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p>	<p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p>	<p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p>	<p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p>	<p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p>

<p>努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。</p>					
--	--	--	--	--	--

担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進(別紙1)
1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方	1. 重点的な研究・開発戦略の考え方
<p>がん対策基本法とがん対策推進基本計画を踏まえ、がん対策に関する研究に積極的に取り組み、世界をリードする研究成果を継続的に創出するとともに、その成果の社会への還元を促進する。</p> <p>その実現に向け、病院と研究所の連携を強化し、企業や国内外の大学等のアカデミア機関との産官学連携の一層の推進を図りつつ、がんの原因・本態解明の基礎研究から予防および診断・治療技術の革新的開発を目指した橋渡し研究や早期臨床開発試験を積極的に推進する。さらにセンターが中心的に支援・コントロールし、がん診療拠点病院等を中心とした施設共同臨床試験を展開し、新しい標準治療の開発と国内への普及を積極的に推進する。早期の開発から標準化を目指した基礎・臨床研究をセンターが主体的に展開し、世界のがん医療に大きく貢献する成果をあげるよう、総合的に研究を推進する。また、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や、がん医療の質的向上に資する研究、情報発信手法の開発に関する研究等に取り組み、その成果を活用していくことにより、がん医療の均てん化に寄与する。</p>	<p>循環器病は我が国の三大死因のうちの一つを占めるに至っており、健康寿命の延伸を大きく阻害している。</p> <p>その克服のための研究・開発とその臨床応用・情報発信は、国民の生命予後の飛躍的改善に資するものであり、優れた創薬・医療技術の国内外への展開を図るものである。</p> <p>このため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学等との連携の一層の推進を図りつつ、循環器病発症機序の解明につながる基礎的研究や疫学研究等による日本人のエビデンスの収集の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等、総合的に研究を進めていく。</p> <p>具体的には、循環器疾患の解明と医療推進に大きく貢献する成果については、年5件以上とする。かかる成果には、①循環器疾患に係る重要な物質や遺伝子及びその異常などの発見、②医療機器や再生医療における革新的基盤技術の創生数や革新的な発明件数、③医薬品、医療機器、診断・予防法などの、TR実施件数・製品化数などが含まれる。</p>	<p>近年、精神・神経疾患等については、新しい知見の集積や生物学的技術の進歩がめざましく、同疾患領域の研究成果を安全かつ速やかに臨床現場に応用し、国民に貢献することが期待されている。一方、当該領域には、既存の生物学的的手法では解決が困難な自殺予防等の課題も少なくない。</p> <p>センターでは、精神・神経疾患等について、領域横断的な研究を実施し、その疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や病態解明、予防・診断・治療の研究・開発を推進する。特に、国民ニーズが高いにも関わらず、開発リスクが高い希少疾患や重度・難治性の精神・神経疾患等について、より積極的に実施する。</p> <p>研究・開発に当たっては、研究所と病院の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関等との連携の一層の推進を図る。また、精神・神経疾患等の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎研究を臨床現場に橋渡しするいわゆるトランスレーションリサーチ、臨床に直結した研究・診療や機能回復等に係る技術開発や社会応用研究等を総合的に進める。</p>	<p>センターは、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力局、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組み研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関との共同研究の一層の推進を図る。</p> <p>また、エイズ治療・研究開発センター、国際疾病センター、糖尿病研究センター、肝炎・免疫研究センターの機能を活かし、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から疫学研究等による日本人のエビデンスの収集、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進していくことで、科学的進歩を著実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与する。</p> <p>このため、平成21年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全体で</p>	<p>急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。</p> <p>そこで、受精・妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患、すなわち、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、基礎研究・疫学研究・臨床研究を連携させ総合的な研究・開発を推進する。</p> <p>このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、英文・和文の原著論文発表数を5%以上増加させる。</p>	<p>加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれ起因する疾患であるが高齢者が自立的な日常生活を営むために特に治療を必要とするもの(以下「加齢に伴う疾患」という。)を克服するため、センターの前身である国立長寿医療センターにおける研究・開発の成果を踏まえつつ、認知症や運動器疾患等加齢に伴う疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究や疫学研究等による日本人のエビデンスの収集の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>また、これらの研究・開発を、長寿医療分野において発展させるための手段の一つとして、活発な論文発表や学会発表等を通じ、その成果を、内外の研究者や医療関係者に対してのみならず、社会全体に対し広く発信していく。</p> <p>このため、英文・和文の原著論文発表総数を、中期目標期間に、平成21年度に比し10%以上増加させる。</p> <p>また、国内・国際学会における発表(講演を含む)数を、中期目標期間に、平成21年度に比し10%以上増加させる。</p>

<p>具体的には、中期目標の期間中に、センター全体として、10件以上のがん対策の推進に大きく貢献する顕著な成果をあげることを目指す。</p>		<p>このため、英文・和文の原著論文及び総発表総数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比し5%以上増加させる。</p>	<p>10%以上の増加を図ることとする。</p>		
2. 具体的方針	2. 具体的方針	2. 具体的方針	2. 具体的方針	2. 具体的方針	2. 具体的方針
(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究	(1) 疾病に着目した研究
① がんの原因・発生・進展のメカニズムの解明	① 循環器病の本態解明	① 精神・神経疾患等の本態解明	① 疾患の本態解明	① 疾患の本態解明	① 加齢に伴う疾患等の本態解明
<p>ア がんの原因解明に資する研究の推進</p> <p>がん発生の要因に関して、ゲノム・エピゲノム解析、様々なゲノム修飾に関する網羅的解析、発がん動物モデルを用いた研究成果をもとに、外的な環境要因(食事、喫煙、ウイルス・細菌感染、職業環境等)、生活習慣病や炎症などの内的環境要因及び遺伝的な発がん要因の解明に取り組む。</p> <p>生活習慣病や炎症等に起因するがんの発生・成立に関して主導的な役割を果たしている分子機構の解明に取り組む。</p> <p>発がん感受性の分子機構を解明し、その知見に基づく新しい予防法の開発を目指す。</p>	<p>循環器制御に関与する多彩な生体内の生理活性ペプチドやタンパク質等について、新規物質の同定、生理作用や作用機序、病態生理機能の解明等に向け、生化学、分子生物学、薬理学、ペプチド化学、細胞生物学、タンパク質工学、発生物学等の手法を用いた研究を推進する。</p> <p>先天性のみならず、循環器病の発症には、患者個人の遺伝子変異・遺伝子多型が広く関与することから、循環器を構成する組織・細胞等の病態解析を遺伝子・ゲノムの側面からも行い、新しい診断法、治療法につながる病因遺伝子、疾患感受性遺伝子の探索のための研究を推進する。</p>	<p>精神・神経疾患等について、生物学的的手法又は心理社会的手法を用いて、発症機序や病態の解明につながる研究を実施する。そのため、必要な科学技術を取り入れ、遺伝子、蛋白質などの分子レベルから細胞、組織、個体、社会に至るまでの研究をヒト又は疾患モデル動物等において実施する。</p>	<p>感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる以下の研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIVの新規感染者の薬剤耐性に関する研究等、病態及び免疫に関する研究 ・ 新興・再興感染症について、病態解明に関する基礎・臨床研究 ・ 糖尿病について、発症機序並びに関連遺伝子と生体指標に関する研究 ・ ウイルスを原因とする慢性肝疾患について、病態の進展に関わるウイルス側因子と宿主側因子の解明等の研究 ・ 免疫に関連する疾患の病因解明の基盤となる研究 	<p>成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天代謝異常症等の希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進する。</p> <p>また、不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に資する研究、さらに発症メカニズム解明に関する研究を推進する。</p>	<p>認知症を来す代表的疾患であるアルツハイマー病、血管性認知症等の予防法及び治療法の開発に必須となる認知症の発症メカニズムの解明に関する研究を行う。</p> <p>また、高齢者の代表的運動器疾患である骨粗鬆症等の発症メカニズムの解明に関する研究を行う。</p> <p>その他、加齢に伴って生ずる心身の変化のメカニズムの解明を推進するため、生体防御機能、感覚神経機能、脂肪代謝機能等の生体機能の加齢に伴う変化を分子レベル、細胞レベル及び個体レベルで研究する。</p>
イ がんの発生・進展のメカニズムに関する研究の推進					
<p>がんが多様性を獲得し進展・浸潤・転移する過程、及び、治療抵抗性を獲得する分子機構を、がん細胞側と宿主側の両方の観点から統合的に解明することを目指す。</p>					

<p>ウ がんの本態解明の研究の推進</p> <p>がん本態の特性を様々な検討により解明し、有効な治療標的の同定につなげる。</p> <p>分子病理学的解析を基盤としたがんの病理学的診断・分類等に関する研究を進めるとともに、がんにおけるゲノム・エピゲノム異常並びに不安定性、RNA 及び蛋白質発現の変化と、治療応答性等との関係の解明に取り組む。高精度診断マーカー開発のためのゲノム・プロテオミクス等の新たな診断技術の開発に取り組む。各種がんの特徴的な細胞周期・信号伝達系・分化・細胞死プログラムの制御異常の解明、がん組織及びがん個体における代謝系・内分泌系の異常の解明、がんにおける幹細胞、転移・浸潤を規定するがん細胞側・宿主側の要因とそれらの相互作用の解明、がんにおける間質及び脈管系の役割の解明に取り組む。</p> <p>また、がん及びがん治療における腫瘍免疫の特性の解明に関する基礎研究を積極的に推進し、診療標的としての可能性を検討する。その他、生命科学の新しい進展に伴い、高度先駆的がん診療開発に資する基礎的研究の積極的な展開に取り組む。</p>					
② がんの実態把握	② 循環器病の実態把握	② 精神・神経疾患等の実態把握	② 疾患の実態把握	② 成育疾患の実態把握	② 加齢に伴う疾患の実態把握

<p>ア がん登録の推進によるがんの実態把握</p> <p>がん登録を推進し、がんの罹患、転移などの実態とその推移を把握するために、登録対象の範囲や予後調査の方法等を含めた実施体制の標準化と連携体制について検討を行う。さらに、正確ながん統計情報の整備に向けたがん登録の課題を検討する。また、がん登録から収集されたデータを用いて、がん医療の地域間格差の把握と分析に関する研究等の解析を行う。</p> <p>がん診療連携拠点病院等において実施される院内がん登録及び都道府県において実施される地域がん登録等より、がん対策情報センターに収集されたデータを用いて、全国的な傾向や課題などを分析・評価する。また、国と県のがん対策計画の企画・評価におけるがん統計の適切な利用を支援する。</p> <p>イ がんの原因究明に基づく予防法の研究開発</p> <p>動物実験や大規模コホート研究等の疫学研究を実施することにより、がんの発生に関わる環境・生活習慣等外的要因、加齢・遺伝素因等内的要因、及びそれらの相互作用を解明するなどに取り組み、がんのリスク・予防要因究明のための基礎的研究を推進する。</p> <p>基礎的研究及び疫学研究</p>	<p>我が国の循環器病における罹患、転移その他の状況等の実態及びその推移を把握する疫学研究を推進する。</p>	<p>我が国の精神・神経疾患等における罹患、転移その他の状況等の実態及びその推移に関するデータは、センターで行う全ての研究開発の基礎となるものである。そのため、これらを的確に把握する疫学研究等の実施を推進する。</p>	<p>疫学研究により、罹患、転移その他の状況等の実態及びその推移に関するデータを分析し、感染症その他の疾患についてのリスク・予防要因の究明等、実態把握に資する研究を実施する。</p>	<p>我が国の成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転移等の実態を把握する疫学研究を推進する。</p>	<p>その他の重点的な研究課題として、加齢に伴って生じる心身の変化及び加齢に伴う疾患の実態を把握するため、加齢変化を医学、心理学、運動生理学、栄養学等の広い分野にわたって長期的に調査・研究する。</p>
---	---	---	---	--	---

などの知見に基づき有効ながん予防法の開発を行う。					
③ がんの本態解明に基づく高度先駆的医療の開発、標準医療の向上に資する診断・治療技術の開発及び有効ながん予防・検診法の開発	③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進	③ 高度先駆的及び標準化に資する予防、診断、治療法等の開発の推進	③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進	③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進	③ 高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進
ア 有効ながん予防法の研究開発 科学的根拠に基づき、発がん性やがん予防の有効性の評価を行うとともに、基礎的研究の知見に基づき新しい予防法の開発を行う。 介入研究等により、予防法の有効性に関する検証を行う。	病院と研究所の連携、医工連携、及び企業・大学を含めた産学官連携体制のもとで、トランスレーショナルリサーチ、臨床応用、製品化による普及を最終的な目標として、循環器病に起因する高度な機能障害を伴った臓器・組織の機能回復を目指した最新の知見に基づく再生医療技術に関する研究開発、最先端の医療機器を活用した診断及び治療法に関する研究開発を行う。	病院と研究所、地域の積極的な連携のもとで、新規の予防、診断、治療法を開発するため、病態や予後に関わる生物学的因子あるいは心理社会的因子を探索・解明するための基礎医学・疫学・臨床研究等を発展させる。また、様々なリサーチツールを活用し、新規技術についての有効性と安全性を検証するための研究や社会に応用するための研究を推進する。	感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法の確立に資する以下の研究を推進する。 ・ HIV・エイズについて、効果的な患者教育や国民に対する予防啓蒙等に関する研究や、新たな治療法の開発に資する臨床研究 ・ 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を含む新興・再興感染症の診断、検査、治療技術の開発に向けた研究 ・ 糖尿病について、患者個々人に対する有効な治療や予防の科学的根拠を創出するための研究 ・ 肝炎について、診断法及び治療法の確立を目指す研究 ・ 免疫に関する疾患の治療及び重症化予防の標的と方法を探索する研究 また、研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図る。	成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指す。 成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指す。 成育疾患に対する既存の治療法について、多施設共同研究等を実施し、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進する。 小児期に特有の感染症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進する。 また、各種の先天性疾患や小児がんその他の研究に必要な生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図る。	認知症や運動器疾患等の加齢に伴う疾患の予防法の開発を行うとともに、これら疾患の発生原因ともなりうる、日常生活の自立度の低下を防ぐための研究を行うとともに、既存の予防手法について、適切な評価指標を用い、有効性と安全性を検証するための研究を行う。 アルツハイマー病等の認知症の早期診断や治療評価の指標となる画像診断法やバイオマーカー等の開発を推進するとともに、分子メカニズムに着目した根治的治療法の開発に資する研究を推進する。 また、加齢に伴う運動器疾患等の治療法の開発に資する研究を推進するとともに、高齢者の機能回復のため、高齢者のQOLを損ねる口腔機能や排泄機能の障害における再生・再建医療の研究を推進する。 さらに、高齢者の薬物動態に応じた投薬量の決定方法の開発、それらに配慮した臨床試験・検査の在り方等についての検討を行う。 また、研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効
イ 最先端技術等を応用した革新的な検診手法の研究開発 画像技術等医用工学の現場への導入を目指す。 生活習慣、家族歴、既往歴、健康の状態や新規バイオマーカー等の情報に基づき、重点的に検診受検勧奨すべき対象者を同定する方法の検討を行う。	循環器病において、その予後を最も左右する因子である高血圧・糖尿病・脂質異常症等が引き起こす心血管微小病変等の予防、さらに動脈硬化に起因する心疾患・脳血管疾患・腎疾患等の予防に資する研究、並びにこれらの循環器有病者の最適な日常生活管理の提案・QOL向上に資する研究を推進する。 また、既存の予防手法について、有効性と安全性を検証するための研究を推進する。 高度先駆的な診断・治療法の開発の基盤となる、循環器病の発症メカニズム及び循環器病の特性を解明するため、バイオリソースや臨床情報の収集とその解析を推進する。	精神・神経疾患等の患者の社会生活機能とQOLの改善を目指した新規介入法あるいは既存の治療技術について、必要に応じて多施設共同研究等を活用して、その有効性と安全性に関する研究や社会に応用するための研究を推進する。 病院の日常診療や臨床試験から生み出される臨床情報及び生体試料等を収集し、広く研究に活用する。加えて、精神・神経疾患等の医療の向上に寄与するよう、センターが中核的に遺伝子診断研究を実施する体制を整備する。			
ウ 本態解明に基づく高度先駆的ながんの診断・治療法の基礎技術の開発研究 産官学連携体制を積極的に構築し、臨床医学と基礎研究を直接結びつける橋渡し研究の推進を行う。 特に至適な臨床導入を目指した新規分子標的治療薬などの抗がん剤や免疫・細胞・遺伝					

子療法などの基礎的研究、ドラッグ・デリバリーシステム(DDS)や遺伝子・核酸医薬のベクター・デリバリーシステムに関する基礎的研究、薬物療法個別化に資する基礎的研究、がん診療に有用な再生医学の基礎的検討、放射線診断・治療の基礎となる放射線生物学的研究、生体イメージングを含めた新しい放射線診断・治療の基礎的研究、緩和医療の技術開発・最適化や精神腫瘍学の科学的基盤の構築に資する基礎的研究などを積極的に展開する。					な活用を図る。
エ わが国における臨床試験の推進に資する研究の実施 化学療法、放射線療法、手術及びそれらと組み合わせる集学的治療の新たなよりよい標準治療及び標準診断法を開発する多施設共同臨床試験(主としてⅡ相試験～Ⅲ相試験:後期治療開発)における中央支援機構を担うことを通じて、各種がんの標準治療の進歩に貢献する。 多施設共同臨床試験等の支援を通じて、規制要件、研究倫理、臨床研究方法論の教育と普及、治療効果や毒性の共通判定規準の作成と普及、有害事象報告システムや施設訪問監査による臨床試験の科学性と倫理性を担保する体制構築の支援と普及、及びそのための方法論の研究を行う。					

<p>オ 有効ながん検診法の研究開発</p> <p>有効な検診を高い質で行えるよう、有効性評価及び精度管理に関する研究を推進するとともに、死亡率減少が実現できる検診システムを開発する。</p> <p>カ がん患者の療養生活の質を尊重するがん医療の提供体制の整備に資する研究開発の推進</p> <p>外来通院治療などの安全でかつ効率的・効果的な実践と普及のための研究開発を行う。</p> <p>苦痛のないがん治療のため、早期からの緩和ケアの導入による副作用の対策や症状緩和の臨床研究を推進するとともに、がん患者のQOLの向上に資する緩和ケアや精神的ケアを、切れ目なく効果的に提供するため、入院から在宅療養への移行を見据えた緩和ケアの提供体制を開発する。</p> <p>さらに、地域医療(在宅医療など)・福祉との連携によるがん患者・家族支援のモデルの開発を行うことにより、通院治療から在宅ケアに至る切れ目のない効果的な治療体制とその支援体制を構築する。</p> <p>キ がんの原因・本態解明研究の基盤整備・構築と活用</p> <p>病院の診療や臨床試験から</p>					
---	--	--	--	--	--

<p>生み出される診療情報並びに臨床試験データをデータベース及びバイオリソースバンクとして整備し、他施設との共同研究への供与も含め、広くがん対策に資する研究に活用する。</p>					
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>ア 高度先駆的ながんの診断・治療など臨床開発の推進</p> <p>基礎的研究成果や最先端技術を活用した新しい医療技術(診断・治療・緩和)の早期臨床開発を行う。</p> <p>具体的には、ゲノムやプロテオミクスを応用した高精度診断マーカー、最先端イメージング技術やナノテクノロジーを応用した新しい画像診断技術など診断技術及びがんの本態解明に基づいた分子標的治療薬など新規薬物療法、遺伝子・細胞・免疫治療、新たな放射線治療法、機能温存手術や再生医療技術などを用いた新しい外科手術法の開発、新しい緩和医療技術や精神腫瘍学的介入法などの臨床開発を産官学連携のもとセンター全体で積極的に推進し、世界の臨床開発拠点の一翼を担う。</p> <p>イ 国内未承認の医薬品・医療機器治験等臨床研究の推進</p> <p>がんの診断・治療などの臨床開発を行う上で必須である早期開発治験や国際共同治験、医師主導治験などを積極</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>循環器病に関する画期的な医薬品、先進的医療機器に関する研究開発を推進する。</p> <p>具体的には、循環器病の診断・治療、創薬の標的となるタンパク質、ペプチド等、及び医薬品候補となるペプチド、化合物等を探索・同定するとともに、その意義や有効性を検証する。</p> <p>また、循環器病の機能代替医療、再生医療、イメージング等を可能とするための基礎研究及び基盤技術の開発を行うとともに、実際の診断・治療の技術及び機器の開発に取り組む。</p> <p>これらの研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)の実現を目指した研究を推進し、特に、開発リスクが高い分野については、より積極的に実施する。また、臨床試験の方法などの開発に関する研究も実施する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内未承認の医薬品、医療機器について、治験等自主臨床研究を推進する。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>生物学的手法を用いた創薬の標的となる分子や医薬品候補となる化合物等を探索・解明する研究を実施し、有効性についてモデル動物等で検討する。</p> <p>精神・神経疾患等における研究成果を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)の実現を目指した研究を推進する。特に、国民の健康への影響が大きい疾患、開発リスクが高い疾患、難治性精神疾患や神経難病・筋疾患等の希少疾患等について、より積極的に実施する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが国内未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>このため、平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の5%以上の増加を目指す。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)の実現を目指し、以下の研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV・エイズについて、国内未承認の医薬品、医療機器に関する臨床研究 ・ 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を含む新興・再興感染症の診断検査薬や治療薬に関する研究 ・ 糖尿病の医薬品開発に資する研究・肝疾患の診断法及び治療法の確立を目指す研究(再掲) <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより、平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の10%以上の増加を目指す。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進する。すなわち、成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索を行う。</p> <p>成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の5%以上の増加を図る。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>医薬品及び医療機器の開発を目指した研究を行う。具体的には、認知症関連物質に関わる薬剤の開発、介護機器の安全性評価基準の確立等の研究を推進する。</p> <p>また、これらの研究成果を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験(適応拡大を含む)の実現を目指した研究を推進し、特に国民の健康への影響が大きい疾患分野については、より積極的に推進する。</p> <p>さらに、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>このため、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数を、中期目標の期間中、平成21年度に比し6年10%以上増加させる。</p>

<p>的に実施し、世界のがん医療の開発拠点の一翼を担う。</p> <p>これらにより、平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の5%以上の増加を目指す。</p>	<p>これらにより、平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の5%以上の増加を目指す。</p>				
(2) 均てん化に着目した研究	(2) 均てん化に着目した研究	(2) 均てん化に着目した研究	(2) 均てん化に着目した研究	(2) 均てん化に着目した研究	(2) 均てん化に着目した研究
① がん医療の質的向上・均てん化のための研究開発の推進	① 医療の均てん化手法の開発の推進	① 医療の均てん化手法の開発の推進	① 医療の均てん化手法の開発の推進	① 医療の均てん化手法の開発の推進	① 医療の均てん化手法の開発の推進
<p>ア がん医療の質の管理の推進に資する研究の実施</p> <p>がん医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。</p> <p>がん医療の均てん化に資するがん医療の提供体制や全国レベルでの医療機関の連携体制のあり方について検討するとともに、がん医療の質を管理する方策として、効果的な画像診断支援、病理診断支援、放射線品質管理、画像レファレンスデータベースの構築等に関する研究・開発を行う。</p> <p>関係学会等と連携し、EBMを踏まえた診断・治療ガイドライン等の作成に寄与する。</p> <p>イ 人材育成に関する研究の推進</p> <p>全国のがん医療の均てん化の推進に資するよう、専門的にがん医療に従事する者を育成するための研修プログラムや、</p>	<p>医療機関において広く使用される診断・治療ガイドライン等の作成に寄与するため、科学的根拠に基づいた評価指標の研究・開発を推進し、循環器医療の均てん化に必要な方法論の確立を目指す。</p> <p>高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、循環器医療の均てん化に資する系統だった教育・研修システムの開発、人材育成ツールの開発を推進する。</p>	<p>診断・治療ガイドライン等の作成及び改訂を行うとともに、医療機関等において広く使用されるための方法論の確立に必要な研究を推進する。</p> <p>次世代の精神・神経疾患等の保健医療福祉を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究を実施する。</p>	<p>感染症その他の疾患に関する以下の研究を実施することで、医療の均てん化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV・エイズについて、包括ケア及び長期療養に必要なプロトコルの作成 ・ 新興・再興感染症、糖尿病について、診療にかかるガイドラインの作成 ・ 児童精神地域診療ネットワーク会議の開催等を通じた情報共有方法に関する研究 <p>次世代の感染症その他疾患の医療や国際保健医療協力を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究を実施する。</p>	<p>診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要な研究を推進し、先進医療・高度医療について中期目標の期間中に3件申請を目指す。</p> <p>次世代の成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進する。</p>	<p>関係学会等との連携により、高齢者に特有な疾患を対象とした、科学的根拠に基づいた診断・治療ガイドラインの作成に取り組む。</p> <p>また、長寿医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、研究指導、教育普及の両面から、系統的な教育・研修方法の開発を推進する。</p> <p>さらに、在宅医療に関し、地域における多職種連携の促進・普及のためのカリキュラム開発や、家族介護者の介護負担の軽減に資する研究等を推進する。</p> <p>加えて、連携講座にかかると修士、博士課程を、年3名以上修了させる。</p>

<p>各地域でがん医療について指導的な役割を担う者を育成していくための研修の方法について検討する。</p>					
② 情報発信手法の開発	② 情報発信手法の開発	② 情報発信手法の開発	② 情報発信手法の開発	② 情報発信手法の開発	② 情報発信手法の開発
<p>ア がん医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供方法等の開発</p> <p>医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維持体制や提供方法に関する研究を行う。</p> <p>イ 患者・国民等へのがん医療・がん研究に対する理解を支援する方法の開発</p> <p>患者・家族・国民等に対して、がんの予防、早期発見、診断、治療、がん研究に関する知識や情報を集積してわかりやすく提供することに関する研究に取り組む。</p> <p>ウ がん予防及びがん検診の普及等に関する研究の推進</p> <p>科学的根拠に基づいたがん予防の推進に資する研究を行う。</p> <p>科学的根拠に基づいたがん検診の普及の方法について検討するとともに、評価を行う。</p> <p>エ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進</p> <p>科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討する。</p>	<p>循環器病に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。</p>	<p>精神・神経疾患等及びその医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、普及啓発を阻害する要因を、疫学研究、臨床研究等により探索・解明し、効果的な情報提供手法の開発に関する研究を実施する。</p>	<p>感染症その他の疾患に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。</p>	<p>成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。</p>	<p>長寿医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者や患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p> <p>その際、特に患者に対する啓発手法の研究に当たっては、患者が高齢であることや、認知機能が低下傾向にあること等を踏まえ、対象者及び対象疾患の特性に合わせた効果的な啓発手法の研究を推進する。</p>
			(2) 国際保健医療協力に関する研		

			究		
			<p>開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、国際保健動向の情報収集・分析を効果的に行うとともに、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集評価し、開発途上国における感染症制御に必要なシステム、妊産婦や乳幼児の死亡を減らすための方策、効果的な保健システムの在り方等に関する研究や、国際保健にかかる国内外の人材育成に必要な研究を実施する。</p> <p>国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施する。</p>		

別紙2	別紙2	別紙2	別紙2	別紙2	別紙2
中期計画(平成22年度から平成26年度)の予算	中期計画(平成22年度から平成26年度)の予算	中期計画(平成22年度から平成26年度)の予算	中期計画(平成22年度から平成26年度)の予算	中期計画(平成22年度から平成26年度)の予算	中期計画(平成22年度から平成26年度)の予算

別紙3	別紙3	別紙3	別紙3	別紙3	別紙3
中期計画(平成22年度から平成26年度)の収支計画	中期計画(平成22年度から平成26年度)の収支計画	中期計画(平成22年度から平成26年度)の収支計画	中期計画(平成22年度から平成26年度)の収支計画	中期計画(平成22年度から平成26年度)の収支計画	中期計画(平成22年度から平成26年度)の収支計画

別紙4	別紙4	別紙4	別紙4	別紙4	別紙4
中期計画(平成22年度から平成26年度)の資金計画	中期計画(平成22年度から平成26年度)の資金計画	中期計画(平成22年度から平成26年度)の資金計画	中期計画(平成22年度から平成26年度)の資金計画	中期計画(平成22年度から平成26年度)の資金計画	中期計画(平成22年度から平成26年度)の資金計画

別紙5	別紙5	別紙5	別紙5	別紙5	別紙5
医療機器整備・建物整備に関する計画	医療機器整備・建物整備に関する計画	医療機器整備・建物整備に関する計画	医療機器整備・建物整備に関する計画	医療機器整備・建物整備に関する計画	医療機器整備・建物整備に関する計画

平成22年度予算(案) 独立行政法人国立がん研究センター

◎運営費交付金

(単位:百万円)

区		分	22' 予算(案)
I 研究・臨床研究の推進	研究推進事業	研究基盤経費	1,343
		臨床研究基盤経費	219
	臨床研究推進事業	がん予防・検診研究センター経費	318
		臨床開発センター経費	277
		がん研究開発費	2,015
II 医療の均てん化	がん診療均てん化事業	がん対策情報センター経費	1,715
		がん医療水準均てん化促進経費	151
III 人材育成	専門医師等育成事業	指導医・レジデント・修練医経費	1,590
	教育研修事業	教育研修経費	25
IV 情報発信	政策提言事業	政策提言経費	1
	情報提供事業	がん総合推進事業経費	437
V 運営基盤安定化	運営基盤確保事業	運営基盤経費	178
		病院内保育所運営費	12
		退職手当	522
合 計			8,803

※百万円未満を四捨五入して計算しているため、合計が一致しないことがある。

平成22年度予算(案) 独立行政法人国立循環器病研究センター

◎運営費交付金

(単位:百万円)

区		分	22' 予算(案)
I 研究・臨床研究の推進	研究推進事業	研究基盤経費	1,531
		研究機能強化経費	117
	臨床研究推進事業	予防検診部経費	43
		循環器病研究開発費	1,138
II 医療の均てん化	循環器病診療均てん化事業	循環器病遠隔診断推進経費	10
		循環器病診療施設情報ネットワーク事業経費	4
III 人材育成	専門医師等育成事業	指導医・レジデント・修練医経費	1,730
	教育研修事業	教育研修経費	15
		脳卒中等対策研修経費	4
IV 情報発信	政策提言事業	政策提言経費	1
V 診療事業	周産期・小児医療事業	総合周産期母子医療センター経費	47
		小児救急医療支援経費	21
		産科医等支援経費	2
	救急医療事業	救急救命センター経費	152
VI 運営基盤安定化	運営基盤確保事業	運営基盤経費	687
		退職手当	398
合 計			5,902

※百万円未満を四捨五入して計算しているため、合計が一致しないことがある。

平成22年度予算(案) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

◎運営費交付金

(単位:百万円)

区 分		22' 予算(案)
I 研究・臨床研究の推進	研究推進事業	研究基盤経費 2,325
	臨床研究推進事業	臨床研究基盤経費 186
		精神・神経医療研究開発費 1,012
II 医療の均てん化	精神・神経疾患診療均てん化事業	神経難病患者在宅医療支援経費 1
III 人材育成	専門医師等育成事業	指導医・レジデント・修練医経費 448
	教育研修事業	教育研修経費 14
		発達障害研修経費 11
IV 情報発信	政策提言事業	政策提言経費 1
	情報提供事業	自殺予防総合対策センター経費 80
V 診療事業	精神医療事業	精神医療経費 97
VI 運営基盤安定化	運営基盤確保事業	運営基盤経費 170
		退職手当 250
合 計		4,595

※百万円未満を四捨五入して計算しているため、合計が一致しないことがある。

平成22年度予算(案) 独立行政法人国立国際医療研究センター

◎運営費交付金

(単位:百万円)

区 分		22' 予算(案)
I 研究・臨床研究の推進	研究推進事業	研究基盤経費 934
		研究機能強化経費 261
	臨床研究推進事業	臨床研究基盤経費 145
		肝炎・免疫研究センター経費 105
		国際医療研究開発費 1,268
II 医療の均てん化	感染症等診療均てん化事業	エイズ医療治療研究費 189
		糖尿病情報センター経費 118
		糖尿病対策情報センター経費 3
		肝炎情報センター経費 62
		子どもの心診療拠点病院経費 19
重症在宅精神障害者訪問看護モデル事業経費 7		
	国際医療協力事業	国際医療協力局経費 712
III 人材育成	専門医師等育成事業	指導医・レジデント・修練医経費 1,721
		医師臨床研修経費 104
	教育研修事業	歯科医師臨床研修経費 9
	看護師養成事業	教育研修経費 53
IV 情報発信	看護師養成事業	国立看護大学校経費 710
	情報提供事業	情報発信経費 45
V 診療事業	政策提言事業	政策提言経費 1
	感染症診療事業	感染症指定医療機関経費 80
		結核医療経費 8
	周産期・小児医療経費	小児救急医療拠点病院運営経費 50
		地域周産期母子医療センター経費 28
		産科医等支援経費 4
	救急医療事業	救命救急センター経費 225
		輪番制病院経費 7
	精神医療事業	精神科救急医療経費 21
精神医療経費 108		
災害医療事業	災害医療経費 11	
VI 運営基盤安定化	運営基盤確保事業	運営基盤経費 615
		病院内保育所運営費 14
		退職手当 818
合 計		8,455

※百万円未満を四捨五入して計算しているため、合計が一致しないことがある。

平成22年度予算(案) 独立行政法人国立成育医療研究センター

◎運営費交付金

(単位:百万円)

区		分	22' 予算(案)
I 研究・臨床研究の推進	研究推進事業	研究基盤経費	1,050
		臨床研究推進事業	341
		成育医療研究開発費	1,171
II 医療の均てん化	成育医療均てん化事業	子どもの心診療拠点病院経費	19
		子どもの心診療中央拠点病院経費	16
III 人材育成	専門医師等育成事業	指導医・レジデント・修練医経費	1,370
	教育研修事業	教育研修経費	14
IV 情報発信	情報提供事業	情報発信経費	81
		妊娠と薬情報センター経費	49
	政策提言事業	政策提言経費	2
V 診療事業	周産期・小児医療事業	総合周産期母子医療センター経費	47
		小児救急医療拠点病院運営経費	125
		産科医等支援経費	11
		小児医療体制確保経費	181
VI 運営基盤安定化	運営基盤確保事業	運営基盤経費	238
		退職手当	294
合		計	5,008

※百万円未満を四捨五入して計算しているため、合計が一致しないことがある。

平成22年度予算(案) 独立行政法人国立長寿医療研究センター

◎運営費交付金

(単位:百万円)

区		分	22' 予算(案)
I 研究・臨床研究の推進	研究推進事業	研究基盤経費	1,317
		臨床研究推進事業	218
		長寿医療研究開発費	913
II 医療の均てん化	長寿医療均てん化事業	在宅医療均てん化推進経費	133
		認知症モデル医療推進経費	79
		高齢者医療標準化推進経費	49
III 人材育成	専門医師等育成事業	指導医・レジデント・修練医経費	133
		医師臨床研修経費	5
	教育研修事業	教育研修経費	15
		認知症サポート医研修経費	11
IV 情報発信	情報提供事業	高齢者疾患データベース(長寿ドック)による情報発信事業経費	9
		在宅医療フォーラムの開催経費	1
	政策提言事業	政策提言経費	1
V 診療事業	長寿医療診療事業	高齢者特有専門医療経費	160
	救急医療事業	輪番制病院経費	10
VI 運営基盤安定化	運営基盤確保事業	運営基盤経費	173
		病院内保育所運営費	6
		退職手当	213
合		計	3,459

※百万円未満を四捨五入して計算しているため、合計が一致しないことがある。

借入金債務について

◆現状の借入金債務の取扱い

○借入金債務(21'末見込み約1,732億円)を、

①NC債務(約524億円) ②一般会計債務(約1,208億円)に分離、承継

※一般会計承継債務の考え方

- ①研究所等本来一般会計で整備すべき資産に係る債務
- ②医療機器等償却済資産に係る債務
- ③鑑定評価後の資産価値を上回る負債に係る債務

(単位:億円)

	21'末 債務残高	NC 承継債務	一般会計 承継債務
がん	668	171	497
循環器病	124	22	102
精神・神経	116	34	82
国際医療	380	186	194
成育医療	377	102	275
長寿医療	67	9	58